

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第122号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第18条の2の見出しを「(物品の借受け)」に改め、同条第1項中「その所管に属する物品を他の課等に貸し出す」を「他の課等の所管に属する物品を借り受けようとする」に、「から物品公借書」を「に物品貸借書」に、「を徴しなければ」を「により申し出なければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の課等の所管に属する物品を一時的に借り受ける場合であって、別に定めるときは、この限りでない。

第18条の2第2項を次のように改める。

2 前項本文の申出を受けた課等の課長等は、当該物品の貸出しを承認したときは、物品貸借書に貸出しを承認した年月日及び貸出課等の名称等を記入し、当該物品を借り受けようとする課等の課長等に送付しなければならない。

第21条第1項中「物品返納兼整理調書により」の右に「、当該物品の不用及び返納の決定をし」を加え、「当該物品を返納しなければ」を「当該調書を提出しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、当該調書を提出した課等の分任物品出納員は、当該物品を売却し、又は廃棄するまでの間、当該物品を保管しなければならない。ただし、会計管理者は、必要があると認めるときは、その間、物品会計員に当該物品を保管させることができる。

第22条各号列記以外の部分中「次に定めるところにより」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる物品に」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 売却する価値がないもの、売却予定価額が売却に要する費用の額に達しないもの又は売却することが不適当と認められるもの 廃棄物品

(2) その他のもの 売却物品

第22条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の通知に基づき、前項第1号に掲げる物品の廃棄又は同項第2号に掲げる物品の売却を決定する。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条第1項後段中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第25条第3項各号列記以外の部分中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第4項中「当該職員から」を「当該職員の氏を」に、「受領印を徴しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第26条第1項第1号中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第27条から第29条までを次のように改める。

第27条から第29条まで 削除

第1号様式備考以外の部分中

課長等 の職名	前任者	氏名	㊟
	後任者	氏名	㊟

を

「

課長等	前任者	職名	氏名
	後任者	職名	氏名

に改める。」

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第18条の2関係）

物 品 貸 借 書

(宛先)		年 月 日	
借受課等		課長等 職 名 氏 名	
以下のとおり物品を借り受けることを申し出ます。			
品 名	規 格 ・ 形 状	数 量	備 考
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
用 途			

年 月 日	
年 月 日付けで申出のあった上記の物品について、申出のとおり貸し出します。	
貸出課等	課長等 職 名 氏 名

貸借年月日	年 月 日	返還年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

備考 貸借年月日の欄及び返還年月日の欄は、借受課及び貸出課がそれぞれ保管する物品貸借書に記入すること。

第3号様式を削る。

第4号様式1（表面）中

年 月 日	分任物品出納員
台帳記録済み	㊟

を

亡失の場合 のみ記載	分任物品出納員 台帳記録済み 年 月 日
---------------	----------------------------

に改め、同様式1（裏面）備考以外の部分及び同様式2

（裏面）備考以外の部分中「㊟」を削り、同様式を第3号様式とする。

第5号様式中「受領印」を「受領者」に、「確認印」を「確認者」に改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式を第5号様式とする。

第7号様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市物品会計規則第18条の2の規定は、この規則の施行の日以後の物品の借受けについて適用し、同日前の物品の借受けについては、なお従前の例による。

（会計室）